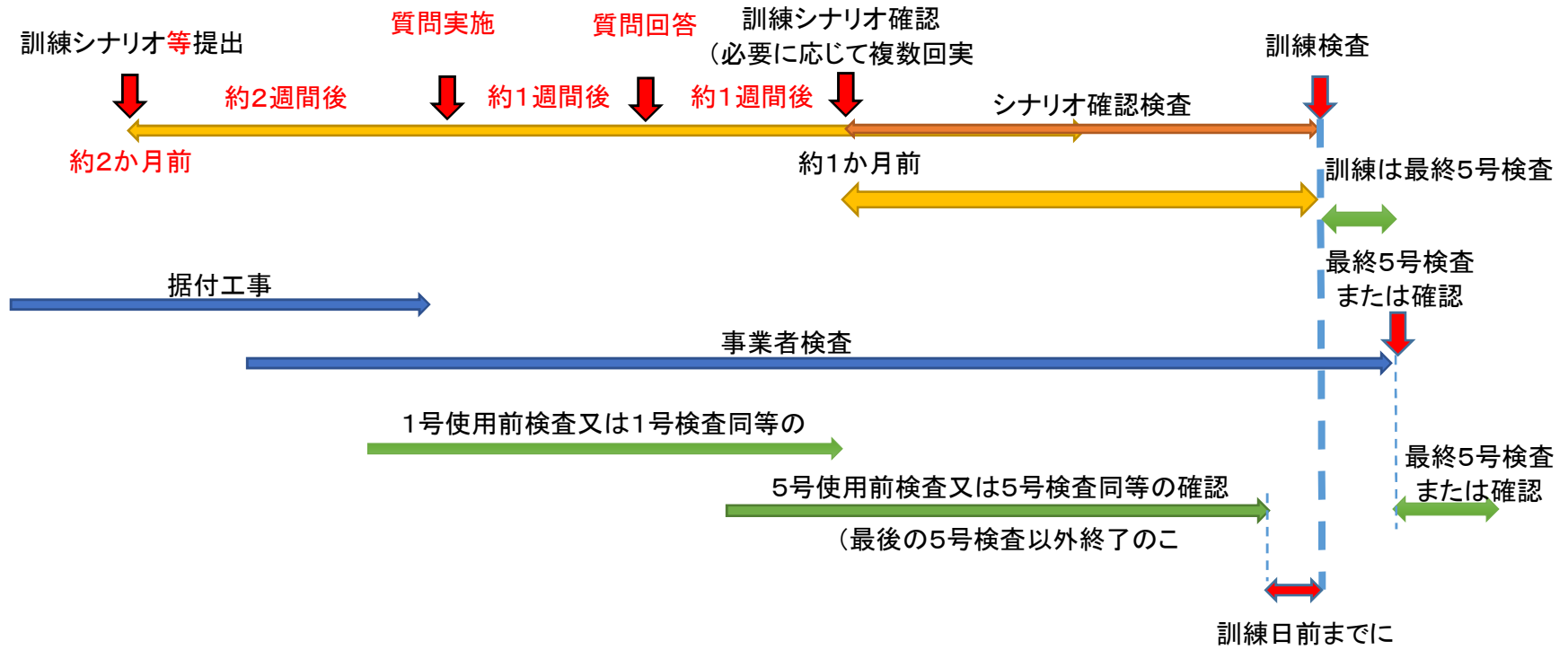


## SA、大規模損壊訓練検査実施時期の考え方

		二ヶ月前 訓練日	一ヶ月前 訓練日	訓練日
事業者	設備、機器設置、据え付け			
	自主検査(対象の設備、機器)			
規制庁 施設検査 担当部門 又は 事業者	使用前検査(5号又は3号検査)※ もしくは使用前事業者検査※			
	最終使用前検査(5号又は3号検査)※ もしくは最終使用前事業者検査※			
規制庁 訓練検査 担当部門	各訓練関連文書提出			
	各訓練関連文書確認			
	各訓練シナリオ検査			
	各訓練シナリオ確認			
	各訓練検査			

※検査の各号については、対象の設備、機器が機能及び性能を確認するために十分な方法で確認できる検査を指す。

# SA訓練等に伴う検査実施時期の考え方



# SA訓練等に伴う検査実施時期の考え方

原子力規制庁  
専門検査部門